

○川口市立科学館運営審議会条例

平成17年3月25日条例第15号

川口市立科学館運営審議会条例

(設置)

**第1条** 科学館の円滑な運営を図るため、川口市立科学館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、科学館の運営に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者

(委員の任期)

**第5条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第6条** 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第8条** 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第9条** 審議会の庶務は、教育局において処理する。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、平成17年4月1日から施行する。